

議案第 64 号

橋本市報酬及び費用弁償等支給条例の一部を改正する条例について

橋本市報酬及び費用弁償等支給条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり定めたいので、議会の議決を求める。

平成 27 年 3 月 2 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

橋本市報酬及び費用弁償等支給条例の一部を改正する条例

橋本市報酬及び費用弁償等支給条例(平成 18 年橋本市条例第 56 号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線及び太線の部分である。

改正後				改正前			
別表第1(第3条関係)				別表第1(第3条関係)			
No.	区分	報酬額		No.	区分	報酬額	
1	教育委員会 委員	月額	68,000円	1	教育委員会 委員長	月額	90,000円
2	教育委員会 委員	月額	68,000円	2	教育委員会 委員	月額	68,000円
2～28 略		略		3～29 略		略	

附 則
(施行期日)

- 1 この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
(経過措置)
- 2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成 26 年法律第 76 号)附則第 2 条第 1 項の場合においては、この条例の規定は適用しない。